

建設工事最低制限価格算出要領及び低入札価格調査実施要領の運用について

財政課契約検査室

一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事における建設工事最低制限価格算出要領第2条並びに低入札価格調査実施要領第3条及び第6条の運用を下記のとおり定める。

記

1 最低制限価格、低入札調査基準価格等の設定

最低制限価格並びに低入札調査基準価格及び失格判断基準の算定に当たっては、「工事の種別」欄に掲げる工事の積算上の各費目については、次のとおり区分するものとする。

工事の種別	費目	直接工事費に区分するもの	共通仮設費に区分するもの	現場管理費に区分するもの	一般管理費等に区分するもの
鋼橋上部工工事	鋼橋製作費 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
土木電気通信設備工事	機器費 (工場製作)	機器費×0.6 (直接製作費)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工場管理費)	機器費×0.1 (一般管理費等)
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
土木機械設備工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費	一般管理費等
下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

2 適用日

この運用は、平成25年7月1日以降に入札（開札）する案件から適用する。